

総務常任委員会

平成14年11月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎野呂 民平 ○萬里川美代子 森河 昌之
山本 直子 松田 正 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美
総 務 部 長 植村 哲男 総 務 課 長 西本 喜一
同 参 事 吉田 昌敬 同課長補佐 乾 善亮
同課長補佐 清水 修一 企画財政課長 池田 善紀
企画財政課参事 野口 英治 同課長補佐 山崎 善之
同課長補佐 西巻 昭男 税 務 課 長 植嶋 滋継
同課長補佐 勝真 基好 同課長補佐 黒崎 益範
教委総務課長 清水 建也 同課長補佐 吉村 三郎
生涯学習課長 水田 美文 同課長補佐 加藤 保幸
会 計 室 長 阪野 輝男 監 査 書 記 藤原 伸宏

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

ただ今から、総務常任委員会を開会いたします。

始めに、助役のあいさつをお受けいたします。

助 役

（ あいさつ ）

斑鳩町特別職報酬等審議会の開催についてでございますが、平成9年度におきましては当審議会を3回開催いたしました。一定の答申をいただきました。平成10年4月1日から現行の報酬を適応させていただいたところでございます。その間4年間経過いたしました。社会情勢等の低迷等によりまして、税金等の減等によりますます厳しい財政状況に陥ったこと。また雇用情勢の悪化を始め民間企業の賃金や公務員の給与改定等における低い引き上げ率等の推移などを勘案する中で、平成13年度まで議員皆様方のご理解の元、特別職の報酬改定につきましては審議会の諮問を見送ってまいりました。しかし昨今の地方公務員を取り巻く厳しい現況等を踏まえる中で、現行報酬につきましては再検討していただく必要があるのではないかと考えております。本年度において審議会に諮問いたしまして、適正な報酬額のあり方についてご審議を賜りたいと考えております。議員の皆様方にはご理解を賜るようよろしくお願い申し上げます。

委員長

続いて、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、森河委員、山本委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、継続審査であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習
課長

史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を12月の12日に開催する予定となっております。その整備検討委員会におきましては、今後整備を具体的に進めていくための実施計画書を作成するに当たり、その基本計画であります史跡藤ノ木古墳整

備計画書の一部見直しについてのことであります。

考え方につきましては、墳丘や石室の整備状況、またガイダンス施設、またそれらの変更に伴う実施年次や期間の変更等いくつかの点につきましてはの見直し案を提示いたしまして、委員みなさまにご協議いただき、意見を闘わして年度内に整備基本計画書の見直しをしてまいりたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

山本委員 年度内に見直しということで理解したのですが、12月12日に検討委員会を開かれてその後年度内に検討委員会をどれくらいお持ちになっているのか聞かせてください。

生涯学習課長 12月11日に開かせていただいた以後、もう1回開催する考えを持っています。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、その他の審査事項についてであります。12月議会定例会に提出が予定されている議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、①斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 (資料1により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

次に、②斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長

(資料2により説明)

職員労働組合との協議につきましてでございます。今回の人勧によります給与の引き下げについてはこの条例が公布されますと、公布された翌月から施行されるということになり、給与等は1月から引き下げが行われることとなりますが、民間企業との実質的な均衡を図るため3月分の期末手当におきまして、平成14年4月から12月分までの9か月分の引き下げに係ります給与相当分につきまして調整を行うものとされています。そのことにつきまして職員労働組合には理解が得ておらないのが現状でございます。

職員労働組合とは11月15日に交渉を行いました。近隣市町村の動向等も見据えながら今回の給与条例改正の趣旨等を理解得ていただくためにさらに交渉を行ってまいりたいと考えており、次回は11月27日に交渉を持つ予定でございまして、再度組合側に対しまして期末手当での調整につつきまして協力を求めていくことにしておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

また予算面でございますが、人事院勧告通り実施するといたしますと、一般会計ベースでの給料が1,733万2千円の減額、扶養手当の減額で115万2千円の減額、期末手当で958万8千円の減額となり、人勧に関します合計では2,807万2千円の減額となります。なおこの金額は人勧に伴います分でございます。例年12月の人事院勧告に係ります人件費の補正予算をお願いいたしますとともに合わせて平成14年4月1日付けの職員の人事異動によります補正もお願いをしてきておきまして、本年度もこの補正予算につきましては同様の措置をいたしたく委員皆様のご理解とご協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

これらの人事院勧告分と人事異動等の分を含めました人件費に係ります一般会計での補正予算額は約6,700万円の減額を見込んでいます。

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 人勧に基づく給与改定について、今日までの総務常任委員会でもいろいろ議論してきているのですが、前回の委員会で説明を受けまして、さらに見解を尋ねている問題で明確になっていないのが、いわゆる民間賃金との格差が生じているということで、今回人事院勧告が出されて、それを斑鳩町の職員の場合に準用するという説明をしているわけですので、それでは民間賃金との比較において、たとえば奈良県下の民間の賃金と斑鳩町との職員との賃金の格差はどのようになっているのかという質問をいたしました。その際の説明ではむしろ民間賃金の方が上だと思っております。そうしますとこの改正の趣旨というものは根本から異なってくると思っておりますが、そのご調査をされてどのようにその数字は変わっているのか。実際に斑鳩町の職員の給与の方が民間賃金の平均よりも上回っているということになっているのかどうか、ということについて明確に答えてほしいと思います。

それから2つ目には、後にも議題になっているのですが、助役の報告にもありましたように特別職の職員の報酬の審議会を開いて協議してもらおうという考え方がありますが、そのことと関連するのですが、結局今度の職員の給与改定に準拠して、従来手当等の関係については特別職についてもこれを準用するという取り扱いをされて来ているのですが、今回の場合この給与改定に合わせて特別職の手当等についても同様な扱いをするのか、あるいは審議会の議を得て実施をすることにするのか、あるいは今回実施をしないのか、この点について明らかにしておいてほしいというように思います。

それから先ほど説明があったのですが、解りにくいのですが、いわ

ゆる給与改定による減額によって生み出される金額について説明がありました。これは基本給とあるいは給与という関係、諸手当を含めた分をいろいろ言われているのですが、この辺をもう少し明確にしてもらわないとはっきり解りにくいと思います。少なくともこの給与改定に伴って減額措置となつて、どれだけ財源を減少することになるのかという関係についてももう少し説明をしてほしい。それは特に今回の減額措置とそれから定期昇給が行われるわけですから、差し引きして一体どうなるのかという関係などが明らかにされていくべきであろうと思いますので、その点ははっきりしてほしい。

それから次に、国家公務員に準拠しているということについて今日までもお行われてきているから、とりわけ議論があるわけではないのですが、来年度の予算編成に向けて各自治体が試算をしているようでありまして、その際に人件費の支出割合などについていろいろ検討されているようでありまして、斑鳩町の一般会計に占める人件費の割合というのは一体現在どうなっていて、さらに見通しとしてその割合がどのように変わっていくのか、今回の減額によって変わるのか。ということについて人件費の割合は幾らになるのか、現在はどうであって今後どのように推移していくのかということ。

それからここで不適當であれば委員長の方で制御していただいたら結構なんです。後の手数料その他の関係と関わってくる問題になってくるのですが、いわゆる今日時点14年度末を見越した財政の見通し状況というのは一体どうなっているのかということなのです。次年度に向けて財政はどう動いてきているのか、当初予算通りの計画になってきているのかどうか。収支の状況は一体どうなのか、財政力指数はさらに下がっているという見通しになってきているのかどうか。こういうことなどについても合わせて説明をしていただいて、職員の給与条例の改正について減額やむ得ないということになるのかという判断をしたいと思つています。この点についてお答え願ひしたいと思つています。

1つ目ですが民間給与との比較で、前回の委員会で県内企業の賃金と当町の企業の賃金をご報告させていただきました。その時には初任給の県内の平均給与と斑鳩町の初任給を述べさせていただきましたと思います。その金額でございますが、県内の企業平均大卒では19万3千円、斑鳩町では18万1千円で県内企業の方が高いということになっています。高卒では県内企業が16万4千円、斑鳩町では14万7千円ということで、これも県内企業の方が高いということでございます。それからその後さらに検討したのかということでございますが、その後県内企業の初任給ではなく平均給与を聞きまして、その比較を行いました。その平均給与につきましては県内企業の平均給与は32万8千円、斑鳩町の平均給与は36万2千円ということで逆に斑鳩町の職員の方が高くなってきているのが現状でございます。

次に2つ目の特別職の期末手当について、このままいけば期末手当率が下がるわけございまして特別職の期末手当につきましては一般職に準ずるということになっております。これにつきましては現在そういうことになっておりますが、今後特別職報酬等審議会が開催されます中で、また近隣市町村の動向を見据える中で特別職の期末手当の支給率につきまして現行の支給率等も勘案する中で検討してまいりたいと考えておりまして、今のところは具体的にまだ数字は出てきておらない状況でございます。1つには国の特別職の職員の給与に関する法律がございまして、その中の期末手当を参考にすることも視野に入れておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

3つ目の給与改定の内訳でございます。先ほど人勤だけで約2800万円ほど減額になるということをお知らせしましたが、その内訳でございます。それと定期昇給をしたら差し引きどうなるのかというお問い合わせでございますが、まず給料の引き下げ分では約1637万5千円の減額になります。それから扶養手当の引き下げそれから調整手当、管理職手当、給料の引き下げの跳ね返りにより下がってきます。扶養手当では1万6千円から1万4千円の減額、若しくは3人以降は逆に2千円上がるわけでございますが、この扶養手当と跳ね返り分の

減額が240万円1千円の減額になります。それから給料表引き下げによります期末手当の減額、これが525万7千円になります。それから期末手当の支給率であります、0.05月分の減額によりますマイナス分が403万円の減額になります。主にはこれを合わせた金額が人勧分の引き下げというように考えています。約2800万円になろうかと思えます。

それから定期昇給に係ります費用は平成15年度では1780万円です。従いまして人勧引き下げ分が2800万、定期昇給は1780万が必要となってきますから、差し引き実質の減額につきましては1020万円の減額になってくるということでございます。

次に4つ目、来年度の予算編成、人件費の割合でございますが、平成14年度で18億円を見込んでおります。割合につきましては企画財政課長の方からご報告させていただきます。

次に5つ目の財政の見通し、来年度に向けての収支状況等ということにつきましても規格財政課長からお答えさせていただきます。

企画財政
課長

人件費であります、今総務課長が申し上げておりましたように、約18億円であります。来年のベースでは当初予算を出しておりませんが、14年度の12月補正後の現計予算では約88億1600万円となっております。そのうち人件費の占める割合は約20%となっております。

それと来年以降の財政力指数、財政の見通しであります。財政力指数につきましては、平成14年度まだ見込みは出しておりませんが、恐らく0.51から0.52位の間だったと考えられます。平成12年度は0.52でしたので徐々に下がってきております。また経常収支につきましても決算でご説明いたしました、平成13年度決算で83.2%でございました。平成14年度の見込みにつきましても86%を超えてくるだろうと考えています。そうした中で平成14年度の年度末を見越した財政状況でありますけれども、現在予備費仮で1億2800万円積むこととなりますが、後年度末を見越して3月議会

では町税等の減額も発生してまいりますので正確には申し上げられませんが、平成13年度決算のような5億6千万円程度の繰越金はととも組めない状況であろうと思いますが、約2億前後の繰越金になろうかと考えています。それにつきまして平成15年度以降の町の事業和見てまいりますと、仮称総合福祉会館とか法隆寺線整備事業また駅前整備等々があります。それを見てまいりますと、やはり一般財源につきましては、平成13年度または14年度に比べて相当苦しい状況になってこようかと考えています。なお平成15年度の税収見通しにつきましても新聞紙上等でご覧になっていただいているかと思いますが、固定資産税の減収になってまいりますし、町民税、法人税も減収になってまいりますので、13年度決算14年度決算から見てみても1億以上の町税の減収になってまいりますので、とこの市町村でも一緒ですが、厳しい状況は当分続くと見込んでおります。

松田委員 民間賃金が低くて公務員の方が高いので下げるとというのが大義名分だと思うのです。具体的には難しいのかもしれませんが、県内企業のいわゆる初任給の関係、そして地方公務員の俸級表に基づく初任給その面については民間の方が上だと言っているのですね。その現象というのは斑鳩町のみならず全ての地方公務員ほとんどが俸級表というのはほぼ一緒だと思うのです。奈良県下の各市町村でも。そうしますと職員の方が高くなっていると言っているのですが、その場合は取り方が非常に問題だと思うのです。勤続年数が1つだと思う。それから終身雇用制度だから辞職させていない状況でありますから。そういう面から言いますと初任給の関係がずっと上がっているけれども、問題は何が違うのかということになると、企業の場合と地方公務員などの場合の関係の違いというのは定期昇給のあり方だと思う。そして定期昇給の換算額、きざみの関係そういう関係が民間よりも地方公務員の方が基本給の引き上げということに重点を置いて1つの体形が整えられていると思う。ところが民間の場合は景気の変動その他の関係によって基本給は雇用の従業員の確保という関係でなっておりますけれども、

後の上がり具合の関係については基本給はなだらかな関係で上がっていく。そしてそれに見代われる分として配慮されているのが手当だと思うのです。そういうことで今回の民間賃金の関係というのは低いという状況になってきているのは、一般的にこの基本給が云々というよりむしろ手当の方の減少という関係が大きく影響してきているのかな。民間の場合は基本給を上げていくより、景気の変動によって手当によって配慮していくという関係が強いと思うのですが、そういう関係が出てきているのかなと思うのです。そうやってまいりますとむしろ手当その他の面で減額措置を講じたとしてみてもまたもや民間と今日のような景気の状態が続くとすれば、また民間よりも差がついて公務員の方が高いから下げなくてはならないという形になってくるのだと思う。それは手当と基本給との関わりの民間と公務員との関係が是正されない限りこの現象というのは解消されてこないと思っています。ですからそういう意味からややこしいこの手当の関係よりも、むしろ1年間だけ定昇をストップさせてそして景気の変動すれば引き上げるという形にすればもっともスムーズに措置ができやすいと思っていたのですが、国家公務員に準拠するというところで、こういう手当等を引き下げざる得ないとしてもこういうところに問題があるように思います。

それと合わせて一番肝心なことは給与の問題であるからということですが、いわゆる国家公務員に準拠してという関係はもっとも言い易いことかもしれません。しかし給与体系そのものについて国家公務員と地方公務員、あるいは地方公務員の場合であっても各自治体ごとに給料表をつくっているという関係というのは、その独自性、自主性というものが尊重されているのだというふうに制度上は思うのです。ところがそれをおしなべて一律に横並びで今問題の措置をしていくということについては地域の特性、地域の事情というものを特に勘案しているということにはなっていないのではないかと、そういう趣旨ではないのではないかとということになりますと、給与体系の基本となっている関係というものがあ意味では特性というものが生かされ

ていないと、そして国の示すとおりに横並びに全部処理をしていくということになっていくというふうなことが、本来の給与、自治体関係で独自性を持った対応していくということとは制度上から見ると異なった動きをしているのではないかなと私は思うのです。本来その自治体自治体の特性が配慮され、あるいはその人的配置の条件が配慮されて給与体系というものはつくられていくべき性格のものではないのかなというように基本的には思っているのです。これは難しいことか分かりませんが、地方分権と財源の確保という関係を町独自で考えていこうとするならば、そのことが生かされていかないと今までのような上意下達方式ではとても地方財政の確保というのは困難になってくるのではないかと思いますので、その辺について感想があれば聞かせてもらえますか。

総務部長　まさしくおっしゃるとおりでございまして、地方分権が進んでいる中でそれぞれ各市町村、地方自治体が状況に応じた制度にしていくべきであろうと思っております。しかしながら現在の状況では即そういったことを取り入れていくのはいろいろなことで難しい面があるという中で、今回はこういったことでお答えさせていただいております。おっしゃっていただいていることはそのとおりでございますけれど、よろしくご了承のほどお願いいたします。

松田委員　今1つは後で出てくる問題ですが、報酬審議会ですね。そのことについて私どもはとやかく言う必要はないのですが、ただ報酬審議会を持つというものの意図するものは一体何か。推察をしますと、国会議員も減額と言っている。あるいは1年間凍結と言っている。そういう風潮などから見て特別職の報酬を引き下げようという、あるいは引き下げを検討するということを意図しているのではないかというように私は推測するのです。それはそうでなく全く白紙の関係で諮問しようとしているんだということになるかどうかについて確認をしておきたいというふうに思うのですが、この場合に私はできるだけ特別職と

いえどもこの報酬の外に手当があり、費用弁償云々という関係が多岐にわたり実質的にもっと多いのではないかというふうに思われているという感覚をなくしていく、そして信頼される形にしようということで議会などの場合は費用弁償等についても、全てにおいて報酬1本だと。特に議会の関係については議長と副議長と議員という3段階しか格差はないといしう関係をきちっと整理してきてしまっている。そういう関係を合わせていわゆる公務員に準じてということが行われることになっている。当初費用弁償あるいは手当の関係から言ってみるとかなり議員の関係は実質的に減額になっていると思う。そういうような関係というものはどの程度正しく評価され、審議会で説明をされ、あるいは住民に対しても議員がそこまで節減なり努力しようという関係がどれほど正しく伝えられているかどうかということになりますと、我々にも責任があるか分かりませんがあまりされていないと思う。そしていかにも職員並ということに来てはいるけれど、それ以上に我々は切りつめているという現象があると思うのです。そういう点などについて一体審議会で今日まで説明したことがあるのだろうか、そのことだけお聞かせください。

町 長

報酬審議会は職員等の関係等を行う中で我々もやっぱり報酬を減額するという姿勢でやりたいと思っております。その中で斑鳩町の議会はそういう費用弁償などを廃止したりしています。しかし住民の方のご理解というのはなかなか分からない。議会だより等の関係等は出ておりますがなかなか理解がいただけないというのが現実だと思いますし、やっぱり住民の方々がそういう理解を得られるのは、議会と我々理事者側の関係でございますけれども、斑鳩町がそこまで節約し儉約をするということも皆さん方に知っていただくことが大事だと思っておりますし、我々としては据え置きたいという気持ちはあるわけですが、やっぱりこういう情勢の中で報酬審議会を開いていただき、減額してはどうかという気持ちで開かせていただこうと思っております。

松田委員

最後に1つだけ要望をしておきたいというように思います。給料を下げるとかあるいは報酬を引き下げるとかという関係については、聞こえは非常にいいと思うのです。ところがそれに代わるべきものとしていろいろな手だてが講じられるということがあってはかえって不信を招くという結果につながるのではないかというように思います。その面で改良しなければならないのは予算編成段階における旅費の組み方の問題、あるいは明記の仕方の問題ですね。14年度の関係でもいろいろありました。いわゆる一般住民から見ると隠れ財源的な予算措置をしていると、あるいは交際費の関係で中身が変わってくる状態。いかに節減しているような状態であってもそれに代わるべきものとして支出が振り向けられていると、あるいは超過勤務労働の関係等、こういった関係のところは1つの隘路になっている。極めて後で気がつくような関係で透明性を欠いているような内容のものが非常に多く、関連として出てくることがあったと思う。折角真に財政の再建と住民疑惑を除去するという立場に立ったのが、そういった面について十分な配慮をして透明度を確保するという関係についても十分な留意を払っていただくように特にお願いをしておきます。

山本委員

先ほど松田委員さんのご指摘と若干重なるのですが、この一部改正する条例の要旨の書き方というか内容の問題なのですが、私前回の保育料のところでも申し上げた経緯があるのですが、私ども斑鳩町としてこうしたい主体性というか、そういうところが全然見えなくて、全てこの書き方でもそうなのですが、国家公務員の給与改正法案が可決成立したからそれに準じて所要の改正を行うものであるという書き方になっていると思うのです。私はその部分について先ほど松田委員さんからもご指摘がありましたけれども、私も何か違うんじゃないかなと思うのです。もう少し町の理事者としてこうなんだというところが出ないとこの文書だけ見てたら、たとえば11月15日に国家公務員の給与改正法案が可決成立したときの内容は果たして公務員の給与

水準を民間水準にまで引き下げる内容やということが、明記されて書かれていたのかどうかというのがよく分かりませんが、何かもう少し説得力のある根拠が明確になるような書き方ができないものかなということはずっと思っているのですけれど、これはこういうふうにしかならないのですか。

総務課長 要旨をできるだけ1枚で簡潔にわかりやすくしようということがありましたので、こういう人事院勧告に基づく改正案ということを入れさせていただきました。若干公務員の給与水準を民間水準にまで引き下げる内容というのは人事院勧告でもございましたし、斑鳩町の場合も国に準ずる、民間水準まで引き下げる水準に当町も合わせるという意味で書かせていただいたわけで、紙1枚で納めたいということでこうさせていただきました。そういう理由でございます。

山本委員 紙面の都合で理解をしてくれという話だろうと思うのですが、そうであれば説明をしてくださる際に斑鳩町としてはこういう状況やということを説明していただかないと理解しにくいと思いますし、地方分権の流れの中でそれぞれの地方自治体の状況に合わせて先ほどもお話がありましたけれども、給与に関する条例というのは制度上は出きるものだというふうに理解しているのでその辺から考えると国がそうするからうちもこうするんだというのはちょっと違うのではないかと思います。そここのところを言葉で説明していただけるということであればいいのですが、この条例の要旨だけということでは言われると、それだったら仮に民間が今の状況で不況の中で厳しい状況であるというのは理解できますけれども、そうでなくなったらどうするのというのも考えておかないととっても何か表現としては難しくなるのではないかと思いますので意見だけ申し上げておきます。

委員長 今の意見ですね。正副委員長の打ち合わせの中でももう少しそういった点については配慮した説明をするようにいたしたいと思います。

次に、③斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

税務課長 (資料3により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、④斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(資料4により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑤平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての説明を求めます。

企画財政課長 (資料5により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

私の方から小集落の関係、今の説明では町行政区域内の整備ということでしたね、これは何年前でしたか担当委員会で視察に行ったこと

があったのです。その時に斑鳩町の区分については道路区域だということで、全部舗装されていたように思うのです。それが延々として続いていると、しかも今の説明では斑鳩町の行政区域内の整備やとこういう説明ですね。それが果たして事実なんかという疑問が起こる訳なんですけれども。今時間がありませんから、いわゆる全体計画、その小集落自身の整備計画の平面図があると思うのですけれども。斑鳩町の行政区域とそういうものがはっきり分かるように、斑鳩町の今回の1459万3千円というものが割り出された根拠、それから毎年ずっと出しているわけですが、総額2億いくらになっているということでもありますけれど、そういうものが全体像として理解がいくように資料の方の提出をしてもらうようお願いしておきたいと思います。

それからもう1点は廃棄物の処理、これは最終的にはどういう処理の仕方になっているのですか。

町長 最終的にはサンドウィッチ工法ということで、私どものビニールの関係は全部御所の南都興産というところでやられて、それが1万円であったものが今年1万1550円という状況になっています。可燃ごみそのものは減ってと来ているのですが、ビニールごみについては増えつつあるということでございます。

委員長 値段の方は別といたしまして、いわゆるサンドウィッチ工法と言われましたね。恐らくそれは埋めて土をかぶせるという形だと思うのですが、いわゆるリサイクルという形にはなっていないと思いますけれど、その辺については現況の段階ではしようがないのか、土埋めてビニールというのは、いわゆる分解するプラスチックとかは研究されていますけれど、現行のものについては恐らく埋めても分解しないと思う。永久に残るといようなことになりますと環境的な破壊が起こる訳なんですけれども、そういった点については県レベルでもどうなっているのか、県の指導は全てはそういう形なのか、斑鳩町もそういう形態について引き続いて容認して処理の仕方を行うのか、そういった点に

については部内的に論議はされているのですか。

町長

最前の方法というのをいろいろ勉強しながら、方々研修研究をしております。ただ斑鳩町の場合はダイオキシンが出たという中でビニールについては全てプラスチックも含めて焼却しない、隣の周辺についてはそういうビニールやプラスチックは燃やしているわけです。ただその関係等について炉がかなり傷みます。三郷町の場合は恐らく炉は焼けきってしまっていますから、ビニールはかなり温度が高いためです。斑鳩としては経費が係りますものの、そういう状況でいずれ現場等が必ず一杯になったらできないということで、非常に県下でも広陵町、奈良市等が入っているわけですが、非常にそういう点では大変な状況になろうと思う。いろいろ研究して外の所でもそういうことで行った場合にはやはり料金的にコストが違いますから大変な状況になってきます。このままこういう形で進められていくことになると思います。

委員長

次に、⑥議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び⑦議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は、関連のある議案でありますので、併せて説明をお願いいたします。

企画財政
課長

（資料6及び資料7により説明）

委員長

説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

以上これらの議案については、12月定例会で提出が予定されてい

るということで、本日はあらかじめその説明を受けたということで終わります。

暫時休憩します。（午前10時20分）

委員長 再開いたします。（午前10時40分）

次に、（2）陳情書「大字龍田財産区（下司田池）に係る建物収去明渡請求事件」についてを議題といたします。

この件につきましては、お手元に陳情書のコピーが配布されていますように、11月18日付で陳情書が提出され、議長から当委員会に審査を付託されました。同様の陳情書が町側にも提出がされているようです。この陳情書について局長より朗読をしていただきます。

事務局長 （朗読）

委員長 それとこの中に書かれている斑議第190号と平成11年6月議会の提出議案説明のコピーが局長の方から準備させてもらっておりますので配布させていただきます。

問題が私自身も過去の経過について熟読しないと分かりませんが、資料の中の要請文と提出議案説明の部分を局長から読んでもらって理解を深めたいと思います。

（朗読）

委員長 審議に移りたいと思います。

この件につきましては、取り扱いの対応も含めて、委員皆様のご意見、あるいは理事者側に対してお聞きしたいことがありましたらお受けしたいと思います。

松田委員 下司田池の取り扱いについては、前回の委員会だったと思いますが、委員会として確認3項目の取り扱いについて整理をし了承をしてい

るところです。従ってそれ以降の裁判経過についてまずどういう推移を辿っているかお聞かせください。

企画財政課長 前回の総務委員会以降の公判につきましては10月24日に第22回が開催されております。これにつきましてはいわゆる払い下げ有償売却してほしいということで相手側から図面が提出されております。池全体の3分の2程度で被告の弁護士より図面が提出されております。町側からは全体の2分の1程度についての図面を提出し、それについての主張を出しているところでございます。

松田委員 既に払い下げの方向というのは両者が合意をしているということなのかもう一度確認のために聞くのですが、両者が払い下げるという方向で対応しようという方向で合意をしているのか、あるいは払い下げを前提として和解に応じようという裁判所の判断に基づいて供述が始まっているというふうに理解しているのか、どちらでしょうか。

企画財政課長 これにつきましては被告弁護士より払い下げを条件に和解に応じていきたいという申し出がございました。それに基づきまして当町の弁護士とも相談する中で今日に至っているということでありまして。裁判からの申し出ではございません。

松田委員 この関係について申し出が合ったとしても、裁判所の態度とは一体どうなんですか。そういう方向に向けて折り合いを付けていこうということでの和解の方向を探ろうとしているのかどうかということがポイントだと思うのです。そのことを受けて双方の弁護士間で面積など条件というものを煮詰めていこうとしているのか、その辺を聞かせてもらわないと肝心なことを抜かしてもらっては全然判断がつかないです。その辺どうなのですか。念のためにお聞きしているのです。前回はそれが前提であったと理解しているのです。

企画財政課長 それにつきましては裁判官の方より相手側の申し出があり、こちらもそれについてやっていくとして、裁判官についても払い下げの方向で和解に進んでいけば、それで双方が合意できればよいという方向になっております。

松田委員 解るように説明してもらわないと、解りにくいのですが。そうすると結局向こう側の弁護士から土地の処分方法についてはいわゆる明け渡しの一部を払い下げという申し出があったと、それに一部払い下げに応じてもいいという町側の対応を示したと、そして今回はその払い下げの面積を巡って双方が意見を出し合ったということで止まっているということですか。

企画財政課長 まず面積についてはその条件で止まっております。もう1点払い下げ率の価格につきましては裁判所の方で示してほしいという方向で、原告の値方ももうしておりますし、被告の方もそれでいいということで、裁判所の方も裁判所で示しているという状況になっています。

松田委員 それではそのとおり確認しておきますけれど、今裁判でいろいろと折衝が行われて、訴訟中であるということですから仮定の話をしてはいかがなものかと思いますが、仮に和解が成立したと仮定して聞きますが、和解が成立したということになったら、それを受けて処理を使用とした場合に龍田財産区の総会を開いて、そして下司田池財産区を解散する。そして財産処分をどうするかということについて議決をもたれるという手続きが当然行われることになるのだろうというふうに思うのです。そうしますとここで言われているような譲渡又は貸与しないという関係のものはその後の手続きがそこで行われるということによってこのことの指摘はできなくなる。当然そういう手続きが踏まれるのだというふうに私は理解するのですが、手続きの面で法解釈はどうなんですか。

総務部長

現在の所、まだ受益面積が4反余りございまして、それを耕作される方がある中で、現状としては休耕という状況であります。それを賄う田がある以上、そういった関係については譲り渡すというか、払い下げの関係についても2分の1残している分がありますので、そういった関係につきましては解散ということについてはまだそこまでは要らないということでご理解願いたいと思います。

松田委員

まったく矛盾していると思うのです。少なくとも下司田池の処分について3項目確認しているのです。これは町が述べた方針と合わせて議会として内容を確認しようとしているわけです。それは農業用水池としての機能はなくしてしまおうということなんですね。一部の関係については防火水槽的な要素を求めたものとして残そうとこういうことを確認しているわけです。そういうことになると、耕作地があるとかないとかという問題ではなくて、それらの関係については下司田池の用水を利用しなくても、いわゆる龍田川用水の風船ダム方式に変えたことにより、水利の確保というのはできているという認識を我々持ったわけです。そういったことになってまいりますと、処分をするということになれば財産区としての規模がなくなるわけです。財産区の財産処分をする手続きが必要になってくるわけで、その場合農業用水として確保するという条件はないと思う。だからそういうことから言って今言われている関係については、まったく3項目の趣旨でもない。そして財産区の関係について総会をもって了とする場合云々という関係は手続きをしないとこの処分はできないのは当然なのです。ですからこの際には計画機能を変えてしまうわけですから、当然に龍田財産区としての管理機能というのは一応解散する。そして後の処分をしてしまう。処分をしてしまった後において残して防火池という関係等については財産区ではなくて斑鳩町の所有に代わるものということで帰属件というのは代わってしまうと思うのです。そういう手続きを踏まないとその陳情書の間にはまり込んでしまう。私はこういう手続きではないと思うし、こういう手続きをとられることにはなら

んと思うのです。これはこれでよろしいのですか。

助 役

松田委員の質問なんですが、言われるように先般の委員会で3項目を確認いたしました。これは下司田池を縮小して防火池としての機能の保持をするということが1つ。処分の問題。2点目は一部払い下げについてはやむを得ないと考えていること。具体的には今後の和解訴訟の中で十分詰めていくこと。3点目は周辺住民に不満の残らないように慎重に対応を進めていくこと。この3つを確認いたしました。

従ってこの下司田池そのものが水利権というものが現実になくなりつつあるように思います。そうしたならば当然財産区というのは総会等を開きながらどうするかということを決めていかなければならないと思います。ただこの訴訟についても議会の議決事件でございます。町が進めてきている和解調停の中で、払い下げということになった場合には議会に説明しながら意見を聞かなければならない、このように思っています。従いまして今後水利権がなくなった場合、財産区を解散し、町が所有するというこの手続きを行う方向に進むと思っております。

松田委員

この水利組合と財産区の関係はどうなるのですか。この辺をはっきりしないとそのことが明確でないままに本来財産区としての手続きをきちっととらなければいけないのを取らずに来ているわけですね。それが問題だということで、財産区という関係で特別会計を設けて、財政処理上の手続きはきちっとした。だから水利組合は水利の関係だけであって、財産としての権能を持っていないわけですね。今まではそのことを曖昧にしたままで来ていた。だから問題になったわけや。財産処理の関係についても収入を賃借金の関係を一時までは受け取っていたけど最後には受け取らなかった。財産区になってからも受け取っていたわけです。これは水利組合という関係でずっとそのままきたということなんでしょう。そしてそれを財産区として正規の軌道に乗せたわけでしょう。正規の軌道に乗っていないのは総会が開かれてい

ないということなんかは正規の軌道に乗っていないのですよ。本来それも乗せなければいかん。ということになるはずなのに今それがなっていない状況になるから今後こういう関係の適応いろいろ問題点を指摘されるということになってくるとこの関係の手続き、今後どう進めていくことになるのかという提起を明確にして、段階がどうしてどう踏んでいったらということをしちんとせんないかんわけや。和解が出てからではなくて和解がした後はどういうふうに措置をしていくかという関係の手順が全然議論されていないというか、明確化されていないところにいろいろの対応なり考え方が混同してきているような形になるのと違うかというように思うのですが。いかなる場合の法措置の関係であっても財産を処分するという関係は総会なくしてできないわけです。総会であってしかもそれが財産処分してそのものを解体して、新たに作り直すものは作り直す。という手続きがとられなくてはならないとなっていると思うし、財産とはそういう法整備の手順を決めているのではないですか。総会の議決があればいいのであって、町の独自の判断ではできないわけですね。だからその辺を思いつきでなしに財産区財産の処分の関係について法手続があるわけですから、そのことをきちっと読んで答えてください。

助 役

今言われるようにまずこの訴訟につきましては、建物収去土地明渡請求事件として議会の議決を得た中で、我々としてはまず釣り堀を止めていただくということを前提に訴訟を起こしたわけです。従って裁判の中には当然和解調停で進めるという裁判官の決まりもございませぬ。そういう中で話し合いで解決をしていこうということが出てきたわけございまして、それに町も応じたということです。何れにいたしましても釣り池を全て撤去していただくというのが我々の当初の考え方です。今ご質問のようにこの財産区についてのいろいろな問題、当初この財産区を設立した経緯につきましては、私の記憶の限りではいわゆる池が浸食等によって付近宅地が崩れてくるということから、修復費用を捻出するため826㎡の土地を売却したいということか

ら、この財産区を設立し売却したという経緯があるようでございます。そうした中での経緯でございますので、我々といたしましては、言われるのはもっともな話と思うのですが、まずこの釣り池の問題を解決したい。そして解決した後様々な面について整理していかなければならない。このように思っています。

松田委員 全く違うのです。今までの経緯を私は言っているのではないのですから。経緯は今言われるように、具体的には多少違うところがあるのですが、そういうことであるし、ここでまとめた要請文これに基づいたということは事実なのです。では今後これについて早急に対応措置善処方を求めるという関係については訴訟に発展していった訳ですから、そして今訴訟して明け渡す明けわたさん、それならもう少し話を詰めてということでちょっと分けてくれないかということまでは事実なのです。これを蒸し返しする必要は私はないと思う。だから論議の焦点としてこの陳情書なのです。この陳情書に書かれている内容について我々はどう理解をするかということが必要になってくるわけなんです。ですから我々としては既に委員会としては町が述べた3項目を我々は確認をした。そういうことで進んでよかろうということにした。だから払い下げは反対だと言っているけれども、それ以後話の過程からみてもそういう方法で措置をする以外になかろうと、それが最善の方法と言えるだろうと。ただしその件について配慮することは価格の問題か、面積の問題とか、後どう使うかということが焦点になっている。その点についてさらに詰めてくれということになっている。そこまでは一致するはずなのです。ここで言っているのは、下段にも書いていますように下司田池として水利組合は第三者に譲渡又は貸与しないとあると。そのことを踏まえて財産区管理者が斑鳩町の管理地所に戻すと。現実には今は財産区として町が財産区の管理者になっているわけです。水利組合ではないわけです。水利組合には結局水利権をまだ委譲しているというだけのことなんでしょう。だから結局この処理権限というのは財産区財産管理者が持っているということは事実である

と私は思うのです。そしてこのことについての貸与又は譲渡などの関係についてはどこで決めるかということになってくると、財産区の総会になってくる。だからその手続きは当然に持たれることになるのでしょうと、だからそこで言うように勝手に処分してしまったということではなくなるでしょう。当然ここには手続きというのが含まれてきます。ところがこれは含まれたように書いていないわけです。だから勝手に処分してしまったということにはならんだろうという解釈になるのではないですかということをお聞きしている。話を広げて前に遡ってしまうということではなくて、今後これが出た後一体どうなるのかということについての手続きはどう考えていますかということをお尋ねしているのです。そのことを明確にお聞きする中で、考え方が違うのか、あるいは手続きの問題としてはそういうことになるのか、これをきちっとしなければならないわけです。そうして、払い下げやむを得ないという関係については地元でどういう説明をしているのかどうか。なぜ3項目という関係に集約をする状況になってきたのかという関係とその間における経緯を十分に説明し、そういう道しか方法がないんだということを住民に理解してもらわないといけない。これが3項目の中での1つなのです。そういうことの手続きがここで十分でないということ。そして5分程度という関係はお互い言ったことを強調しようとして5分程度と書いているのでしょけれども、結果は私知りません。しかしこのことについての説明はないわけです。しかしこの関係についてそれぞれやむを得ないと考えている関係について、意思の疎通を欠いているというふうに言わざるを得ないのです。そうすると3項目の中での今のところの関係というのが対応してくれということに我々なるのかという関係。そして後段で言われている関係手続きは当然そういうことになってきますということをお聞きできるのかどうかということになると思う。だから払い下げが撤回されたと言うけれども、払い下げをするというまだ訴訟の段階ですから、そのことが成立するのか、和解が成立するのかしないのか分からないわけですから、このことがあるかないかと文章的

になるんだろうと思うのです。そのことを皆さんはどう考えているかを聞きたいために今の質問をしているわけです。それに答えていないじゃないですか。

助 役

まず3点目の地元住民の不安を残らないように慎重に対応するということにつきましては、明日23日にこの件についての説明を地元に戻りまして説明しようという予定をしております。当然平行線を辿るかも分かりませんが、町は町の考え方をまた今までの経緯を説明していきたいと考えています。

また水利権の問題ですが、松田委員との解釈は違うと思うのですが、この斑鳩町の龍田財産区財産の管理に関する協約という中で、第1条で、乙（水利権者）は前項に基づき有したる権利を乙以外の第三者に譲渡し又は貸与してはならない、これは水利権のことだと思うのですが、そういうことは当然財産区財産になっても水利権はつきまとうものであって、水利が必要ない限りにおいては消滅することはできないと考えております。そうした中で払い下げ処分を含めて考えるということでございます。それとこの協約の中では、第5条の水利権の消滅等に関する措置の中で、財産区財産に所有する水利権が消滅することになる事態が予想される時又は消滅することになった時は、甲乙協議のほか斑鳩町議会、旧大字龍田地区住民代表等の意見を徴する等適切な方法をもって法趣旨に則り、財産区財産の活用をはかるということを決めています。松田委員がおっしゃるようこれからそのような面についても適切に進めるべきだと思います。今の段階では町はまずこの問題を早急に解決をして、そして住民の不安を解消したいとこのように思っていますのでよろしくお願いします。

松田委員

僕は和解が成立した後、この手続きとしてはこういうことになるのではないですかと言っている。まず今解決する、当たり前ですよ、だからそのことを先もって申し上げておったことについてはどうかと思うけれども、この問題は和解が成立した後、財産区財産の処分の関係

についてはどういう手順を踏むのですか。それは少なくとも財産区財産の総会を開いてこの処分というのが決められる。手続きが踏まれると、そういうことになっているのではないかと申し上げている。だからそうなってくると勝手にしてしまうことではないですよということになる。そして財産区のいわゆる総会の構成人員の関係が決まっていなわけです。本来これは水利権を持っている皆さん方を含めた関係での財産区財産の総会があるはずです。その組織がまだできていないわけです。だから今みたいなことを言って決めると、それは町が決めるわけではないのです。具体的にその処分の方法は総会が決める。しかしその中に当然にして水利組合の組合員が入ることは当然だと思ふ。その不備がきちっとできていない面があるのですが、出来ていたと仮定して物事を進めないと、こういう論議になってくるのです。このことをここで提起され、陳情者の関係を議会でも受けていますけれども、町も同じような文面で受けておられるとするならば、ここの関係をどうみるかということです。そのことについて理解しなければいけない。そのことをここで指摘しているわけですから。それに答えようとしていないじゃないですか。前段だけはあなたは言っている。前段については私は異論がないのです。だから和解が成立した後における手順としてこのことが当然行われるのでしょう。そうすればこういうことの指摘は当てはまらないのでしようということをおっしゃっている。それについてどうですかと言っている。

町長 松田委員がおっしゃっているように、当然心配していただいているように龍田財産区財産水利組合等、当然役員さんのメンバーを確認して総会を開いて当面の処分の関係をしてまいります。龍田財産区の協約の中にも謳われていますように、当然松田委員がおっしゃるように進めていくことが大事であろうと思います。

委員長 なかなか理解がいきにくいのですが、結局は相手との和解条件が隔たっているということでしょう。そういうことだったら、裁判で和解

というようなややこしいことをしないで、裁判でとことんきちっと判決を起こしてもらおうということの方が明確になるのではないですか。

助 役 今言われるように、この和解が成立しなければ判決を得ることになると思います。

委員長 ややこしいことをしていたら議会も迷惑だし、判決を求めたら頭を悩ましてする必要はないと思うのですけれど。住民にも説明がすっきりするし、どこからも文句が付けられようがないと思うのです。

総務部長 この関係につきましては、第7回の平成12年8月24日の公判の状況なんですけど、裁判官の方から本件については和解に主旨を切り替えて審議に入りたいという意見を申されておりますし、また裁判官がお変わりになりました平成14年1月20日開催の公判におきましてもそういった和解が望ましいという方向で進めていくということをおっしゃっておられまして、町もそういった方向で進めさせていただいております。

委員長 もちろんそうであっても、いわゆる町民がその和解内容についてどう受け取るかということが大きなポイントになると思うので、和解そのものに疑義を挟んでくるということになってくると折角やりながら不幸な事態になりかねないというように思いますので、その辺はどうなんですか。

松田委員 僕は裁判所がこの問題の早期円満解決のためには和解の方向が良かろうと、だから和解についての可能性を探るために双方が協議をしてくれと、こういうことになってといるだろうというふうに推測しているのです。そういう立場に成つといて双方が主張を出し合っているという形でして、やっぱりこの問題の解決については和解の方向がより円満に解決する手だてだということについて、僕は意見は一致するの

だと思う。後は条件の問題です。確かに我々はそれまでの経緯についてはそういうことだろうということから、当初からこの問題については最終的にはそういうことにならざるをえないのではないかということを経験の過程ではあったわけですから、そういうことからいくとそういうところによろやく来たこと、それまでは町としては明け渡しということから始まっているのです。向こうは明け渡されないということを行っている。そして生存権の関係の補償は一体どうかということになって、今日ここまで来ているということですからそれを受けて本格的に町の態度として示して、和解に応じる姿勢でその具体的に条件づくりのために協議していかどうかというのが前回の委員会に対する町側の態度を示して見解を求めたということだと思っております。そうであるとするならば、そのことを受けて委員会として議論をしてその3項目を確認して処理をすることが望ましいだろうということを決めているのですから、今それを曲げなければならない状態ではないと思っております。それはそれでいいんだと思っております。ただ和解が仮に成立した場合においてもどういう手続きが必要になってくるんだということ先ほど私が言っているようなことが手続きとしては必要になってきますと、ですからここで陳情書に言われているような手続きではなく、そのことを決定するこういう手続きをとることになるということが当然あるのかもしれないということを申し上げたわけなのです。だからそういう立場でいく限りにおいては私は今ここで問題として言えるのは単に陳情書に言われているように、5分というような関係だけで言った。あるいは議会だよりを見て、土地の払い下げについてやむを得ないと考えているんだということだけで留まっているところに地元との十分な理解、状況把握について認識を統一視することができないという形になってきているのではないかと、だから当然にその関係について町側も説明に行っているだろうし、また行くのも当たり前ですね。23日に説明に行くということではなくて、そしてそういう方向で行くということになればこんなことにはなっていないと思っております。いわゆる手続きの問題についても双方理解していける問題だと思っております。そしたらここで

払い下げをするかしないかというのは、地元が求めている関係というのはこれで間違いがないのですから、しかし過程として裁判の経緯から見てそういうことにならざるを得ないという関係について、そうしないと問題の処理ができないんだということになれば、そのことの説明を十分するということが課題として残されると。ただそのことが不十分であるからそのことを十分に徹底するようにしてくださいということを我々としては言う以外にないと思うのです。だからここで前に決意した決議文をひっくり返してあかんだったということについて、同じメンバーの関係はそういうことは出来ませんよ。だから不十分であったら不十分であるというところについて検討しなければならない。先ほど言われているように水利組合の関係云々があるとするならばさらに今回水利組合との関係についても十分そういう処理の方法について理解して納得してもらえる合意を得るような条件を整えておく必要があるということを付け加える以外にないわけです。そうすれば右往左往して行ったり来たりする論議をする必要がなくなるというように思うのです。従ってこの陳情書にもありますけれども、陳情書を見る限りにおいては、十分に地元住民と町が取ろうしている対応措置について、双方の主張はどうか、あるいは裁判所の意見などと総括した上でこのことが最良であるという認識になるという関係について、説明と理解を求める努力をさらに続けるべきであろうということになるというふうに私は思うのです。これは私の意見です。

委員長

疑問点が残るわけですが、裁判所、町、被告この三者が和解をするということで一致したと。ところが和解するというので一致したけれど和解が具体的にならないというこういう障害が一番大きいわけでしょう。それと地元の水利組合等と総会を開くとかそういうことは別にして、和解が出来なかったら裁判を最後までやらないといかんということなんでしょう、問題は。そこの所の判断がどうなのかということではないですか。

町 長 今助役も松田委員もおっしゃってますように、結局町は2分の1です。町は2分の1しか出さない。それに合わなかったら当然裁判、判決を求めます。そうしか取れないということを言っているわけです。今松田委員がおっしゃっていただいているようにこういうことで和解をしようという中でここまで来たわけです。

議 長 2分の1ということを出しているらしいですが、私は前回の時も一番気になっているのは、賃貸借割合でということを検討しているんだというような説明があったのです。それについては、この議案第29号の提案説明の中にも、管理者である町長は今の使用者には貸していないのだという大前提があるのです。だから賃借割合とかそういうものが生じないのだと、それはきちっとやってもらっておかないとその2分の1という言葉の中に賃借権が2分の1あるからそのまま無償で払い下げするんだという和解になるようではこれは何のために今までこれだけ苦労しているんだということなんです。そしたら町は土地の使用者である賃貸借を認めていたということになるのです。そうした場合にこの付近で水を入れ替えることによって被害が生じていると感じておられる方に町はどのように貸していたのだということが確定したら、やはりどのようにその人が使っておられて被害が起きているということなんだと、今度どうして補償するのだという問題も生じてくる。一番疑問に思うのは前回に課長が説明した中で、賃借割合それらで払い下げの大きさを決めるのだということに対して不安を持っているのです。どういう進め方をしておられるのか。だからまずこういう訴訟というものは被告にその土地を払い下げること自体が和解の話の中でもそういう形は私は生じてこないように思う。基本的に和解金額を貫いていくということで今まで主張しておられた。もちろん賃借権は全然ないのですよ。ただ黙認していたというそういう落ち度があるからある程度のことはしなければいけないのかと思うのですが、ただこのときも話に出ていますように補償金の額に双方大きな隔たりがある。そういうこともある。だからこそ財産区財産イコール町

の財産、町が管理している財産です。水利権は協約によって水利組合にあります。財産区というものに対する管理の仕方というのが問われていると思うのです。

今陳情されているのは前回の委員会での取りまとめ、それを要約して載せた。それを読まれた住民の方があわてて町へ陳情してこられた。議会もおかしいやないかと、最初からの出発にもう一度戻ってほしいと、そういう意味で陳情してきていると思う。

それからこの陳情が出たときにこの23日の件は聞いていました。それで助役さんよろしくお願ひします。しっかりと説明してほしい。出席者は課長と補佐と聞いていますが、先方は部長、助役等にきていただきたいと言っております。きちっとした返事をしてやってほしい。

助 役 ともかく課長、課長補佐で明日は対応させていただきます。私は他の公務もございませうので、まず課長、補佐で対応したいと考えます。後は随時部長、助役が必要となった場合につきましては我々が対応してまいりたいと思っております。

議 長 そしたら担当課長に聞きたいのですが、顧問弁護士は賃借割合とか賃借権についてはどのような考えておられるのですか。

企画財政 今までのいろいろ言われておりますけれども、多くは発生しないとい課長 うことを言っておられます。一般例にあるような割合では発生しないということです。

議 長 やはりそれは正しいのだと思います。見方によれば財産区財産の財産を第三者が水利権があるということだけで、転用しておったのです。そこへ賃借料が入っているのだから、言ってみれば言葉がちょっと極端すぎるけれど自分らの財産を侵されていたのです。そういう事件で明け渡し請求を提訴しているのです。その基本に戻ってほしい。いろんな今までのいきさつはあります。財産区財産に登録しなくては

いけなかった理由も十分解ります。だけどその時点でこの要請文、その時も陳情を受けての議会としての議長からの要請文です。だからきちっとやってもらわないといかんということを議会もその時言っているのです。この要請文を受けて訴訟までもっていつてもらっている。議会も経緯については時々聞かせてもらっていました。地元から何も苦情はないのかということで、そのことについてはだんだんだんだん薄れてきておったし、公判内容さっき言った裁判から和解したらどうですかという申し入れもあったということも聞かせてもらったけれど、和解ということに対しては賃借権の割合を言ってこられるということは和解に向いていないと、私は意見としてこのように言っておきます。

委員長 いろいろ論議がありましたが、とにかく町の説明をきちっとされるということですので、推移を見守るということによろしいでしょうか。

(委員了承)

委員長 それではそういうことで、この問題をおいておきたいと思います。続いて、各課の報告事項として(1)斑鳩町特別職報酬等審議会の開催について、(2)斑鳩町金管クラブについて、続けて報告をお願いします。

総務課長 このことにつきましては助役が開会の挨拶の中で、趣旨等について申しあげましたけれども、この審議会につきましては平成9年12月25日第1回目として、3回審議され平成10年1月26日に一定の答申をいただきまして、平成10年4月1日から現行の報酬を適応してまいっております。また、平成9年に特別職報酬審議会の開催を図ってから本年で5年を経過する中で、先ほども委員さんから申されました趣旨とまた町長が申されました方針等につきまして、適正な報酬額のあり方についてご審議を特別職報酬審議会に賜ってまいりたいと

考えております。

つきましては第1回の審議会を11月25日(来週の月曜日)を行う予定でございますので、このことを申し添えましてご説明とさせていただきます。

企画財政課参事 斑鳩町金管クラブの取り組みについてご報告させていただきます。

今年3月に「子供たちの夢をつないでいくために 小学校金管クラブ設立を求める陳情書」の提出を受け、当委員会で委員みなさまのご意見を賜りました。また8月開催の子ども模擬議会で陳情書と同趣旨の町内の小学生を対象にした金管クラブの設立を求める要望がなされております。それらの要望請願等を踏まえまして斑鳩町金管クラブの設立に向けまして斑鳩町教育委員会及び各小学校等協議を行い、平成15年4月には金管クラブ設立を行うべき準備を進めてまいりたいと考えております。以後平成15年4月に向けまして金管バンド演奏講座の開講、受講生の募集等金管クラブ設立に向けまして取り組みを進めてまいりたいと考えています。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松田委員 金管クラブの関係ですが、今まで小学校でしたが、今回教育委員会からホールの方へ説明は変わっていますが、この金管クラブというのは斑鳩町金管クラブになるのか、対象が問題になると思う。この金管クラブの対象はどのように考えておられるのか。

町長 8月にも子ども模擬議会で質問を受けた中で、斑鳩小学校あるいは西小学校、東小学校を通じてそういうものを設立していこうという経過がございます。15年度から斑鳩振興財団の将来のシンフォニックバンドそういうものを予定しながら、土曜日に講座を設けようと申し上げております。松田委員がおっしゃるようにネーミングは少年にな

るのか少女になるのか、あるいは金管クラブになるのか名前は決まっておりませんが、とにかく対象は小学生を対象にして開講は土曜日ということで進めていきます。

森河委員 小学校で金管クラブを存続してほしいという陳情が上がったわけですね。いろんな経過を経て子ども模擬議会に出たからクラブをつくらうというのが趣旨だと思うのですが、廃止になるから存続しろというところから入っているわけですね。つくるのは町でやってもらってもかまわない、私は何も言わないけれど。これは子どもの要望であるのか親の要望であるのかということですね。クラブというのは子どもが自主的にやってのクラブか、親がかまってるクラブかということが不思議に思う。私はあまりにも子どもの姿勢、親がどこまで関与するか、ものすごくこの頃日本の教育、方針が違う傾向が出ている。そういうことで予算を付けてやるのはいいけれど、やはり子どもらしさというものを大切にすべきだと思う。親が関与しすぎた故のことが現在につながっていると思う。だから町もやってもらうのはいいけれど、何をしても財源はついてくるのだから。意見として参考に聞いておいてください。

議 長 報酬審議会の開催についてですが、確か減額提案したいということなんです、私は今までの非常勤の報酬については先ほど松田委員もおっしゃっているように費用弁償を廃止して、報酬一本でやっている。その点を報酬審議会でもしっかりと説明してほしいのです。額だけで議員はこうだと、また非常勤特別職の方はこうだと、これらは減額で出すのだけれど、議員の報酬についてはこういう事情であるということの説明していただきたいと思う。その上で審議会の方がどう判断されるかこれは致し方ないと思うのですが、私どもの議会としてはそうしてやっていると。今回の一般職の給与の改正でしっかり見てもらったら、期末手当は職員の方は0.05か月減額で、私ら議員はこれに準拠したら0.3か月減額になります。こういうこともしっかりと説

明していただきたいと思います。これ以上下げられるのはつらいと思いますのでその点よろしくお願ひしたいと思います。

町 長 私は先ほど松田委員がおっしゃいましたように、議会自らかそういうことで費用弁償を廃止した。今現在何が求められているかと考えていたら、国家公務員に準拠して地方公務員も我々としても職員もとしてもそういう痛みをしている中で、我々としてはそうした中で報酬審議会を開かせていただいて、慎重審議していただいて答申をいただきたいという気持ちで出させていただくということです。

委員長 やっぱり長いこと開いていないのがいかんわけですね。いずれにしても答がどうなるにせよ、報酬審議会があるのならばその都度開いて意見を伺うということにしないと、長期間開かないでいるとギャップが出てきますから、そういったところがあると思う。

 以上各課所管に関する事項についても、説明報告を受け了承したということで終わります。

 続いて、その他に移りたいと思います。

 明年度税制改革に伴う「地方税源の充実確保に関する意見書」の提出についてですが、これが9月議会での提案が見送りになっていたことについてどのようにすべきかということなんですが。意見書を読んでもらえますか。

事務局長 （ 朗読 ）

委員長 意見ありますか。

森河委員 我々これ論議しても出来ないように思う。おいておいたらどうですか。

委員長 そしたら有志でも議員提案でもらいましょうか。

その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議のないとき)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役のあいさつをお受けいたします。

助 役

(あいさつ)

委員長

これをもって委員会を終了いたします。(午前11時55分)